



# 熊本県公報

第 1 2 8 0 6 号  
平成 31 年(2019 年)  
3 月 12 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施…………… (畜産課) 1
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報…………… ( // ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 4
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… ( // ) 5
- 道路の区域変更…………… ( // ) 5
- 道路の区域変更…………… ( // ) 5

### 公 告

- 換地処分…………… (農地整備課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 7
- 国土調査成果の認証…………… (技術管理課) 7
- 田崎仮陸橋撤収に伴う発生鋼材の売却に係る一般競争入札…………… (都市計画課) 7
- 平成 3 1 年(2019 年)二級建築士試験の実施…………… (建築課) 8
- 平成 3 1 年(2019 年)木造建築士試験の実施…………… ( // ) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 11
- 熊本県景観・屋外広告物審議会の開催…………… (景観・屋外広告物審議会) 13
- 平成 3 0 年度(2018 年度)第 2 回熊本県立図書館協議会の開催…………… (図書館協議会) 13
- 熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催…………… (主要農作物奨励品種審査会) 13
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正…………… (警察本部地域課) 14
- 平成 3 0 年度(2018 年度)有明地域保健医療推進協議会の開催…………… (有明地域保健医療推進協議会) 14

## 告 示

### 熊本県告示第 2 1 1 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 5 条第 1 項の規定により、次のとおりヨーネ病、腐蛆病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症に関する検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 3 1 年(2019 年)3 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 実施の目的

ヨーネ病、腐蛆病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。

#### 2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施する区域	実 施 の 期 日
ヨーネ病検査	熊本市	平成 3 1 年(2019 年)4 月 1 日から平成 3 1 年(2019 年)1 2 月 2 7 日まで
	人吉市	平成 3 1 年(2019 年)5 月 7 日から平成 3 2 年(2020 年)2 月 2 8 日まで
	阿蘇市(一の宮町及び波野を除く。)	平成 3 1 年(2019 年)5 月 7 日から平成 3 1 年(2019 年)1 2 月 2 0 日まで
	合志市	平成 3 1 年(2019 年)4 月 2 2 日から平成 3

		2年(2020年)2月28日まで
	玉名郡和水町	平成31年(2019年)4月22日から平成32年(2020年)2月28日まで
	球磨郡相良村	平成31年(2019年)5月7日から平成32年(2020年)2月28日まで
腐蛆病検査	熊本市	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	八代市	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	人吉市	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	水俣市	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	山鹿市	平成31年(2019年)5月7日から平成31年(2019年)8月30日まで
	宇土市	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	宇城市	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	阿蘇市	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	下益城郡美里町	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	阿蘇郡全域	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	上益城郡全域	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	葦北郡全域	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	球磨郡全域	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
	ひな白痢検査	人吉市
山鹿市		平成31年(2019年)9月2日から平成31年(2019年)12月13日まで
合志市		平成31年(2019年)9月2日から平成31年(2019年)12月13日まで
玉名郡南関町		平成31年(2019年)9月2日から平成31年(2019年)12月13日まで
玉名郡和水町		平成31年(2019年)9月2日から平成31年(2019年)12月13日まで
球磨郡錦町		平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
球磨郡相良村		平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
球磨郡山江村		平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
検査の種類	家畜の種類及び範囲	摘 要
ヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する	疾病その他の理由により家畜

	目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
腐蛆病検査	実施区域内で飼養され、転飼される蜜蜂	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 月齢又は推定年齢が満12月上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査は、血清を用いたスクリーニング法による抗体検査及び糞便を用いたリアルタイムPCR法による遺伝子検査等により判定する。
- (2) 腐蛆病検査は、蜂群について肉眼的観察及び死亡蜂児等を材料とした塗抹標本の染色・鏡検、その他の細菌検査により総合的に判定する。
- (3) ひな白痢検査は、全血を用いたひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (4) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウエスタンブロット法等により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第212号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11529983089	種畜の名前の変更	忠平幸	猛朗
11361061006	種畜の名前の変更	弦波	第九五月

熊本県告示第213号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町米迫字猪ノ塔573番1、573番3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪ノ塔573番1・573番3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町花上字東岩下531番3、532番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字東岩下531番3・532番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第215号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。  
平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

安永・馬水3地区（大規模）

上益城郡益城町大字馬水字上野添810番1、810番3、811番2、811番3、811番4、811番5、812番1、812番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、813番1、813番2、814番2、815番1、815番2、815番4、816番1、816番2、816番3、816番4、817番1、817番2、817番3、817番4、817番5、817番6、817番7、817番8、817番9、817番10、817番11、818番1、818番2、818番3、818番4、818番5、818番6、819番、820番、822番1、822番2、822番4、822番6、822番7、824番、825番、826番、827番1、827番2、827番3、827番4、827番5

上益城郡益城町大字安永字柿添799番1、799番2、798番、800番1、800番2、800番3、800番4、800番5、800番6、800番8、800番9、800番10、800番12、800番13、800番14、800番15、800番16、800番17、800番18、801番1、801番2、801番3、801番4、801番5、801番7、801番8、801番9、801番10、802番1、802番2、802番3、802番4、802番5、802番6、802番7、802番8、802番9、802番10、802番11、803番1、803番2、803番3、803番4、803番5、803番6、803番7、803番8、803番9、803番12、804番2、805番1、805番2、805番3、805番4、805番5、805番6、805番7、805番8、805番9、805番10、805番11、806番1、806番2、806番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、806番3、807番1、807番2、807番3、807番4、807番5、807番6、808番1、808番2、809番1、809番2、809番3、810番1、810番2、810番4、812番1、812番2、812番3、812番4、813番1、813番2、813番3、813番4、813番5、813番6、814番1、814番2、814番3、814番4、814番5、814番6、815番、816番、817番1、817番3、817番4、818番1、818番2、818番3、818番4、818番5、819番1、819番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、819番2、819番3、819番4、819番5、820番、821番1、821番2、821番3、821番4、821番5、822番1、822番2、822番3、822番4、822番5、822番6、822番7、822番8、822番9

上益城郡益城町大字安永字居屋敷559番3、559番4、559番5、559番5地先の無番地、559番6、559番8、559番9、559番10、569番3、569番5、569番7、569番9、570番、570番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、571番3、571番4、571番5

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第216号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年（2019年）3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	下益城郡美里町大字佐俣 390番1地先から 同所 2056番1地先まで	460.0	活力基盤 (改築)

2 供用を開始する期日 平成31年（2019年）3月18日

**熊本県告示第217号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年（2019年）3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字柳迫 4136番3地先から 同所 4144番2地先まで	51.3	災害防除

2 供用を開始する期日 平成31年（2019年）3月12日

**熊本県告示第218号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年（2019年）3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	畑中山鹿線	山鹿市山鹿字永田 827番2地先から 同所 827番1地先まで	前	11.4 ～ 13.9	86.0	24条 工事
			後	11.4 ～ 14.2		

2 区域を変更する期日 平成31年（2019年）3月12日

**熊本県告示第219号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年（2019年）3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市三角町三角浦字村ノ上 587番4地先から 同所 756番3地先まで	前	10.7 ～ 73.0	275.0	道路区域からの除外
		宇城市三角町三角浦字村ノ上 587番4地先から 同所 509番3地先まで	後	9.2 ～ 73.0		

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月12日

**公 告**

**熊本県公告第141号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から小倉地区(1換地区)の換地処分をした旨の届出があった。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第142号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字小池字浦田2967番1、同2967番2、同2976番1、同2976番2、同2976番3、同2977番1、同2977番2の1及び同2977番2の2

2,944.66平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市東区江津一丁目15番6号

株式会社横田産業

**熊本県公告第143号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡嘉島町大字上島字壺町田12番7

261.88平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市東区長嶺南六丁目25番150-307号ベルデコート長嶺

木村 浩樹

**熊本県公告第144号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字原水字向原925番1、同925番2及び同925番4

1,124.75平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市中央区水前寺一丁目22番18号

株式会社タウン開発

熊本県公告第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字東原4414番3  
248.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字原水1386番地2モルトヴィヴァーチェ901号  
佐藤 文昌

熊本県公告第146号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。  
平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
高森町	平成28年度（2016年度）から平成29年度（2017年度）まで	大字草部の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）3月4日

熊本県公告第147号

物品を次のとおり売却する。  
平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
熊本市西区新港一丁目  
田崎橋仮陸橋撤去に伴う発生鋼材 128.11トン
- 2 入札期日  
平成31年（2019年）3月26日（火） 午前10時
- 3 入札場所  
熊本市中央区八王寺町1-20 県央広域本部土木部 第1会議室
- 4 入札の方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は熊本（4301）手形交換所加盟金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日  
入札終了後即時
- 7 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者であって、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団若しくはこれに類するものに供しようとする者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
  - (6) 民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
  - (7) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中の者
- 9 入札参加申込み  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込みを行わなければならない。
- (1) 提出書類 入札参加申込書  
印鑑登録証明書  
誓約書
  - (2) 提出方法 持参又は郵送による。
  - (3) 提出期限 平成31年（2019年）3月25日（月） 午後5時  
（郵送の場合は、提出期限までに必着）
  - (4) 提出先 熊本市中央区八王寺町1-20  
県央広域本部土木部
- 10 入札当日に必要な書類等
- (1) 入札書
  - (2) 印鑑（印鑑登録証明書の印鑑又は代理人の印鑑）
  - (3) 委任状（代理人が参加する場合に限る。）
  - (4) 入札保証金（購入希望額の5パーセント以上の現金又は銀行振出等小切手）を封筒等に封かんしたもの
- 11 その他
- (1) 契約締結期間 平成31年（2019年）4月4日（木）～4月10日（水）
  - (2) 売買代金納入期限 平成31年（2019年）4月17日（水）
  - (3) 鋼材の搬出期限 平成31年（2019年）5月24日（金）
  - (4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じた契約金額の変更について契約を行うものとする。
  - (5) 契約締結場所 入札実施後、落札者に通知する。
  - (6) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知の上入札するものとする。
  - (7) 問合せ先 熊本県熊本駅周辺整備事務所 総務課  
（県央広域本部土木部総務課兼務）  
電話 096-273-9632

**熊本県公告第148号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年（2019年）二級建築士試験を次のように実施する。  
平成31年（2019年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日及び日程
- (1) 学科の試験 平成31年（2019年）7月7日（日） 午前10時から午後5時10分まで
  - (2) 設計製図の試験 平成31年（2019年）9月15日（日） 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地 熊本市
- 3 試験場所
- (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
  - (2) 設計製図の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
- (1) 郵送による受験申込み  
郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。
- ア 受験申込受付期間  
平成31年（2019年）4月1日（月）から  
平成31年（2019年）4月15日（月）まで
- イ 受験申込方法  
次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印有効）。  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル  
公益財団法人建築技術教育普及センター本部



- (2) インターネットによる受験申込み  
インターネットによる受験申込みについては、平成16年(2004年)以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
- ア 受験申込受付期間及び受付時間  
(ア)期間 平成31年(2019年)4月8日(月)から  
平成31年(2019年)4月15日(月)まで  
(イ)時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
- イ 受験申込方法  
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- (3) 受付場所における受験申込み  
過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。
- ア 受験申込書の受付期間及び受付時間  
(ア)期間 平成31年(2019年)4月18日(木)から  
平成31年(2019年)4月22日(月)まで  
(イ)時間 午前10時から午後5時まで
- イ 受験申込方法  
次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。  
公益社団法人熊本県建築士会  
熊本市中央区神水一丁目3番7号 熊本県建築士会館
- (4) 学科の試験の免除の申請  
学科の試験の免除の申請は、平成29年(2017年)若しくは平成30年(2018年)の学科の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書又は平成29年(2017年)若しくは平成30年(2018年)の設計製図の試験の不合格の通知書で平成31年(2019年)の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。
- 5 受験票の交付  
受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、平成31年(2019年)6月14日(金)頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知  
(1) 学科の試験  
平成31年(2019年)8月27日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。  
(2) 設計製図の試験  
平成31年(2019年)12月5日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 7 合否判定基準の公表  
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 8 その他  
(1) 設計製図の試験の課題は、平成31年(2019年)6月12日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。  
(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

**熊本県公告第149号**

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成31年(2019年)木造建築士試験を次のように実施する。  
平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 試験期日及び日程

- (1) 学科の試験  
平成31年(2019年)7月28日(日)午前10時から午後5時10分まで  
(2) 設計製図の試験  
平成31年(2019年)10月13日(日)午前11時から午後4時まで

## 2 試験地

熊本市

## 3 試験場所

- (1) 学科の試験  
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号  
(2) 設計製図の試験  
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

## 4 受験申込手続

- (1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成31年(2019年)4月1日(月)から  
平成31年(2019年)4月15日(月)まで

イ 受験申込方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること(締切日の消印有効)。  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル  
公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年(2004年)以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

(ア)期間 平成31年(2019年)4月8日(月)から  
平成31年(2019年)4月15日(月)まで  
(イ)時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ  
(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。

ア 受験申込書の受付期間及び受付時間

(ア)期間 平成31年(2019年)4月18日(木)から  
平成31年(2019年)4月22日(月)まで  
(イ)時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込方法

次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。  
公益社団法人熊本県建築士会  
熊本市中央区神水一丁目3番7号 熊本県建築士会館

(4) 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成29年(2017年)若しくは平成30年(2018年)の学科の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書又は平成29年(2017年)若しくは平成30年(2018年)の設計製図の試験の不合格の通知書で平成31年(2019年)の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、平成31年(2019年)6月14日(金)頃、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

(1) 学科の試験

平成31年(2019年)9月10日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 設計製図の試験

平成31年(2019年)12月5日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成31年(2019年)6月12日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第150号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月12日から同月25日まで

の間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮本 学	宇土市城塚町	宇土市笹原町字松ノ本6番ほか5筆
宮本 真次	宇土市城塚町	宇土市笹原町字上ノ割733番
山口 健一	宇土市城塚町	宇土市笹原町字松ノ本24番ほか4筆
浜田 康浩	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北立石2946番1ほか1筆
緒方 眞二	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北立石2947番ほか1筆
下山 國男	葦北郡芦北町小田浦	葦北郡芦北町大字小田浦字崩迫1878番1ほか1筆
小見田 裕史	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田554番ほか2筆

2 申請年月日

平成31年(2019年)3月1日

熊本県公告第151号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田上 義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字上牟田1372番 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田62番2〕
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1394番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田68番1〕
池上 有平	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1590番ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田76番〕
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田942番ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字五反田82番3ほか3筆〕
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田954番1ほか7筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字五反田80番1ほか4筆〕
瀬崎 正信	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字上牟田1363番2ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田72番1ほか1筆〕

本田 富幸	玉名市岱明町下沖洲	玉名市岱明町大野下字竹ノ下925番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字五反田83番1〕
本田 敏弘	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1648番ほか3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田75番〕
村上 哲法	玉名市岱明町西照寺	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1455番1ほか6筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田64番2ほか1筆〕
嶋村 康則	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1485番ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田69番2ほか1筆〕
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下921番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田62番3ほか2筆〕
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下904番ほか3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田62番1〕
植田 秀隆	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下935番ほか3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田73番〕
植田 秀隆	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字上牟田1356番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田74番〕
池上 功	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1652番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田78番〕
上田 学	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鶴立1341番ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田69番1ほか1筆〕
村上 善孝	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1386番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田68番3〕
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1679番ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田61番1〕

2 申請年月日  
平成31年(2019年)3月1日

## 登載依頼

## 熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県景観・屋外広告物審議会  
会長 伊 東 龍 一

- 1 開催日時  
平成31年(2019年)3月20日(水)午後3時から
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟本館13階「展望会議室」
- 3 議題  
(1) 諮問事項  
・道路及びその沿線の屋外広告物規制について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県景観・屋外広告物審議会事務局  
(熊本県土木部道路都市局都市計画課景観管理班)  
(電話096-333-2522(ダイヤルイン))

## 熊本県立図書館協議会公告第2号

平成30年度(2018年度)第2回熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時  
平成31年(2019年)3月20日(水)  
午後2時から午後4時まで(予定)
- 2 開催場所  
熊本市中央区出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題  
(1) 平成30年度(2018年度)事業実績について  
(2) 平成31年度(2019年度)事業計画(案)について  
(3) 熊本県立図書館運営基本方針(案)について
- 4 傍聴人の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県立図書館協議会事務局(熊本県立図書館総務課)  
(電話096-384-5000)

## 熊本県主要農作物奨励品種審査会公告第1号

熊本県主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成31年(2019年)3月12日

熊本県主要農作物奨励品種審査会会長

- 1 開催日時  
平成31年(2019年)3月19日(火)  
午前10時30分から11時30分まで
- 2 開催場所

- 熊本市中央区水前寺公園28-51 ホテル熊本テルサ 2階ひばり
- 3 議題  
(1) 認定品種から廃止したい品種について  
    水稻「わさもん」、「いただき」、「北陸193号」  
    小麦「ニシノカオリ」  
    大豆「すずかれん」
  - 4 傍聴者の定員  
10人
  - 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局（熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課）  
（電話096-383-1111 内線 5382）

### 熊本県公安委員会告示第2号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。  
平成31年3月12日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

1の表熊本南警察署川尻交番の項中「、白藤一丁目（1番1号から61号まで及び20番を除く。）、白藤二丁目、白藤三丁目、白藤四丁目、白藤五丁目」を削り、同表熊本南警察署西熊本駅前交番の項中「白藤一丁目（1番1号から61号まで及び20番）」を「白藤一丁目、白藤二丁目、白藤三丁目、白藤四丁目、白藤五丁目」に改める。

### 有明地域保健医療推進協議会公告第1号

平成30年度（2018年度）有明地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。  
なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。  
平成31年（2019年）3月12日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成31年（2019年）3月27日（水）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本県玉名総合庁舎 4階大会議室（玉名市岩崎1004-1）
- 3 議題  
第7次有明地域保健医療計画進捗状況評価
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
玉名市岩崎1004-1  
有明地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務福祉課内）  
（電話0968-72-2184）